令和5年度 第2回

地域包括支援に関する会議

資料 2

3 議事

(1) 地域ケア会議の実施状況について

地域ケア会議について

- 〇地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールである。
- 〇具体的には、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント 支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげる。

国が示す地域ケア会議の役割

個別課題 解決 ネットワーク 構築

地域課題 発見 地域づくり・ 資源開発

政策形成

北九州市での実施

地域包括支援センター

保健福祉課

市レベル

【地域ケア個別会議】

自立支援により一層の 主眼を置き、専門職から のアドバイスを加えて 実施

【包括ケア会議】

◆地域ケア個別会議の 報告・地域課題の検討 (訪問介護の回数が多いケアプラン検証・居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証含む)

【高齢者支援と介護の質の向上推進会議】

	会議の	地域ケアの5つの種類					
実施主体	会議の 種類	個別課題	ネットワー	地域課題	地域づくり	政策形成	
	作业人	解決機能	ク構築機能	発見機能	資源開発機能	機能	
地域包括支援 センター 【地域レベル】	地域ケア個別会議	0	0	0	0	×	
保健福祉課【区レベル】	包括ケア 会議	0	0	0	0	×	
市【市レベル】	高齢者支援と 介護の質の向 上推進会議	×	0	0	0	0	

地域包括ケアシステム構築に向けた地域の体制づくり(イメージ)

レベル 市 市役所 市役所 市民文化スポーツ局 保健福祉局 【役割】 地域振興課 市民活動推進課 生涯学習課 地域包括ケアシステム構築のための市レベルの課題把握、政策形成、全体調整 認知症支援・介護予防センタ 共有 地域福祉推進課 安全 安心推進課 【既存組織】 介護保険課 安全。安心都市整備課 調整 ・社会福祉審議会 ・高齢者支援と介護の質の向上推進会議 ・いのちをつなぐネットワーク推進会議 など 調整 健康推進課 建築都市局 住宅計画課 都市交通政策課 危機管理室 産業経済局 空き家活用推進室 広域課題(広域での課題解決・資源開発 政策効果 政策要望 区レベル 第1層協議体 包括ケア会議 区役所 区役所 【役割】 【役割】 保健福祉課 ■困難事例に対する助言、専門的・技術的支援 ■地域ケア個別会議の課題集約 ■第2層協議体の課題の集約、調整 いのちをつなぐネットワーウイ 高齢者・障害者相談係 --ケ(系) 情 区レベルでの互助の仕組み・資源開発 開催 地域保健係 報 保健福祉課 【既存組織】 【主催者】 共 統括支援センタ 出席 コミュニティ支援課 保健 医療 福祉 地域連携推進協議会 保健福祉課 統括支援センタ 有 出席 高齢者 障害者相談係 区社会福祉協議会 【参加者(例)】 【参加者】 地域支援コーディネーター 地区担当職員 三師会、地域団体、福祉団体、NPO、 学校関係、郵便局、企業、行政機関等 保健・医療・福祉関係者、弁護士、 まちづくり関係団体等から10名程度の委員 広域での課題解決・資源開発 広域課題 常 生 域 ゙レベル 校区 日 活 譽 第2層協議体 地域ケア個別会議 区役所 区役所 【役割】 【役割】 高齢者の自立支援 ■個別事例の解決を通じた地域課題把握 - 共助社会づくりに向けた意識統一 保健福祉課 ーズ・資源の見える化 •地域資源を活用した解決策の検討 生活支援サービス 資源開発 いのちる ナワーク係 地域保健係 ■関係者とのネットワーク構築 ・地域の担い手・事業所・店舗への働きかけ 保健福祉課 地域包括支援センター高齢者・障害者相談係 コミュニティ支援課 【既存組織】 【主催者】 校(地)区社協連絡調整会議 地域包括支援センター 地域保健係 区社会福祉協議会 地域支援コーディネー 地区担当職員 【参加者】 【参加者(例)】 社協•自治会、民生委員、福祉協力員、NPO、 生協、学校、福祉事業所、商店、行政等 ▶人・家族、民生委員や自治会等の地域住民、 保健・医療・福祉関係者、介護保険事業者、 人材発掘·育成 協議への参加 活動促進 協議要望 地 域 区•市役所等 **ഗ** 担い手 区 市役所等 民生委員·福祉協力員 ケアマネジャー 保健福祉課(区) 校(地)区社会福祉協議会 介護・福祉事業所 いのちをつなぐネットワーク係 NPO、ボランティア団体 かかりつけ医・歯科医・薬剤師 コミュニティ支援課(区) 自治会、まちづくり協議会 健康づくり・食生活改善推進員 保健福祉課(区) 市。区社会福祉協議会 統括支援センター 地域包括支援センタ 地域支援コーディネ 市民センター館長・職員 認知症サポーター 八材育成·活動支援 人材育成 活動支援 ボランティアセンター 高齢者 障害者相談係 民間事業所、店舗 介護予防普及員 地域保健係 保健福祉局 地域福祉推進課 自助•互助•共助•公助 在宅医療・介護連携 長寿社会対策課 **支援センター**(5地区) 市民文化スポーツ局 「生活支援」・「介護予防」 「医療」・「介護」 介護保険課 地域医療課 地域振興課生涯学習課 ●ふれあいネットワークの活動充実 ●在宅医療、かかりつけ医の推進 健康推進課 (見守り・ゴミ出し・ちょっとした助け合い) ●住民主体の介護予防活動の推進 安全安心推進課 ●医療・介護の連携推進 ●在宅系サービス(訪問・通所介護) 認知症支援。介護予防 ●多様な主体による生活支援サービスの創出 (買い物・外出・食事・家事支援、サロンづくり) 危機管理室-消防局 -ビスの創出 ●地域密着型介護サービスの充実 產業経済局 「住まい」 雇用政策課 サービス産業政策課 -ビス付高齢者住宅 ●住宅改修 ●居住支援 ●サ

ケアシステ

地域包括

令和4年度 地域ケア個別会議(地域ケア会議)について

地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議の令和4年度の実績について報告する。

1 会議について

(1) 開催回数

611回 定例開催:557回(令和元年9月より毎月開催)

随時開催: 54回(必要時)

(2) 出席者(構成員)種別及び延べ人数

ほとんどの会議に事例に関わる介護保険事業者(通所系サービスの担当者、訪問系サービスの担当者)が参加し、状況に応じて本人・家族、地域支援者(民生委員等)が参加している。

アドバイザーは、区役所あるいは委託の理学療法士または作業療法士がほぼ毎回参加 し、必要に応じて管理栄養士や地域担当保健師、地域支援コーディネーター、在宅医療・介 護連携支援センター職員等が参加している。

その他、精神保健福祉相談員、生活困窮者支援担当(行政)、難病支援担当(行政)、歯科 衛生士(行政)、警察、施設関係者(相談員等)など事例に応じた関係者が参加している。

		出席者(職種)	延べ人数		
	本人		36		
	家族		8		
	地域住民	(民生委員含む)	14		
	介護支援	専門員	312		
ш	通所系サー	ービスの担当者	181		
出席者・アドバイザ	訪問系サ-	ービスの担当者	131		
者	福祉用具	事業者	121		
ア	医療関係	者	52		
ドバ	理学療法	士または作業療法士	475		
1 7	管理栄養:	士	312		
げし	地域担当	保健師	3		
'	地域支援	コーディネーター	333		
	統括支援	センター(アドバイザー)	306		
	保護課ケー	ースワーカー	13		
	その他		600		
	小計	2,897			
主催	者	地域包括支援センター	2,010		
オブ	ザーバー	986			
		合計	5, 893		

2 検討事例について

(1)担当者別事例件数

地域包括支援センターがケアマネジメントを担当している事例 299件 居宅介護支援事業者がケアマネジメントを担当している事例 312件

(2)選定理由

地域包括支援センター職員の場合は、自立支援に資するケアマネジメント実践力の向上のために、担当している事例を選定しており、自立支援の事例が中心となっている。居宅介護支援事業者の場合は、ケアマネジャーの処遇困難事例や地域包括支援センターに相談のあった事例を中心に選定している。

選定理由(重複あり)	該当数
要支援認定者	391
困難を感じている事例	241
地域課題	38

会議の機能(重複あり)	該当数
個別課題解決	600
ネットワークの構築	61
地域課題発見	52
地域づくり資源開発	11

3 実施結果

- ○主な地域課題は、外出、免許返納後の外出手段、買い物、通いの場、ゴミ出し、高齢者の 活躍の場、地域のネットワークだった。
- ○地域支援コーディネーターがアドバイザーとして参加し、地域のサロン等、地域の社会資源情報等について情報提供を受けることで、インフォーマルサービスの提案につながった。
- ○居宅介護支援事業者からの事例が増え、困難事例の解決に向けた支援や地域課題の検討を行った。地域包括支援センターがケアマネジャーと共に課題整理を行い、会議を通じて自立支援・重度化防止の推進に向けた振り返りを行うことで、ケアプランの見直しにつながった。
- ○新型コロナウィルス感染症拡大時期には、書面による意見聴取や参加者数の制限、個人 情報に配慮した上でのリモート会議の活用など、工夫して開催した。
- ○地域包括及び居宅介護支援事業者双方のスキルの向上により、事前準備に要する時間 が短縮され効率的に会議を運営できるようになった。

4 包括ケア会議への報告

区で2ヶ月に1回開催している包括ケア会議では、地域ケア個別会議で発見された地域 課題を含めた検討結果を報告し、助言を受けるとともに、介護保険制度だけでは解決で きない地域課題について情報共有している。

5 今後の課題

- (1) 地域ケア個別会議の効果的、効率的な運営方法についての検討
- (2) 地域課題の解決に向けたネットワークの構築や施策化に向けての検討

- 6 地域ケア会議におけるケアプラン検証
 - ○<u>「訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの検証【別紙1】</u> 令和4年度は全区で6件(うち、包括ケア会議での検証実施は0件)
 - ○<u>居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証(令和4年度検証開始)【別紙2】</u> 令和4年度の届出は4件(うち包括ケア会議での検証実施は4件)

令和4年度 地域ケア個別会議における地域課題について

<地域課題の検討事例と対応(抜粋)>

地域課題	事例	具体策の提案・課題	事後	包括ケア会議 の意見
通いの場 災害	80代の女性。要性の女性。要性の女性。要性の女性。要性の女性。要性所有的人工的,他们的人工的,他们的人工的人工的,他们的人工的人工的人工的人工的人工的人工的人工的人工的人工的人工的人工的人工的人工的	・リハビリをする上で、内科受診は大切。結果を踏まえて運動を検討しなければ効果が期待できない場合がある。糖尿病の方は特に筋肉がつきにくい。・高齢者向けの血糖スパイクを防ぐ食べ方の提案、食事記録に関するアドバイスをする。・後期高齢者の健康診査の受診を勧める。・居住している地域がハザードマップではレッドゾーンにあたるため、避難所の情報提供や民生委員に情報提供しておく。・通える範囲に運動が出来るサロンがあるため、参加を検討する。・保健指導のために保健師の家庭訪問を検討する。	をする気になった。 ・食生活はアドバイスを参考にバランスを考えるようになった。 ・地域のサロンの情報を初めて知った。提案された	・本人に通所介護 の目的や内容を伝え、介護保験サービスのみに頼るのではなく、地口ン等にがあることも大切。
外出 買い物	80代女性。要支援 1、通所介護を利 用している。自宅 周辺に坂道が多 く、車がなければ 買い物や病院受 診が困難である。	・夫が運転できなくなった際の生活の イメージを夫婦で共有する。 ・娘が可能な支援について確認し協力 を得る。 ・利用中の通所介護を継続する。 ・足腰の筋力を維持するために、自宅 周辺でもできる運動を提案する。	・娘に大が運転で 大なりで 大なりで 大なりで 大なりで 大なりで 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に	・市がコミュニティバスの運行が出来ないか。 (事後にお出かけ交通が運行開始。)
外出	90代前半の男性。 要支援1で短期集 中予終了後、型サースが終了後、協力を でのでいまする。 ではいる。 アルツ知症のいと をがいる。 アルツ知症の あり(長谷川式 25 点)	・妻が声掛けし自宅でできる運動を実施する。 ・介護保険サービスの活用 ・通いの場の提案 ・福祉有償運送や移動販売の情報提供 ・免許返納については主治医や妻と話し合っておく。 【課題】 ・体力や筋力の維持、向上 ・運転免許返納後の在宅生活の継続	・免許を返納し、 外出時は徒歩 タクシー制用。 ・福祉き実施。 ・介護保険が護いービス 利用しい昼かかが食しいる。	・認知機能の低下あり、介護の人間での見で、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で

地域課題	事 例	具体策の提案・課題	事後	包括ケア会議 の意見
独居 認知症 住まい	90代の女性。要が否がでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	・訪問看護の際に、自宅でできるトレーニングを取り入れる。 ・見守り以外にも食事摂取が出来る環境の整備をする。 ・栄養補助食品の利用検討。 ・訪問理美容の利用検討 ・親族の協力で民生委員等の訪問受け入れを検討する	・内にまし自。境補を 入 問キ親問ないの はいい はい	・社会福祉協議会 (ふれあいネット ワーク活動なリック でもオートの対応に苦 の住居の対応 慮している事例が ある。
独居 認知症 住まい 終活	80代の男性、要介護3。認知性、要介の男性、要別機能の男性、要別機能がはいたが、大きないのでは、一個のでは、一個のでは、一個ののでは、一個ののでは、一個のののでは、一個のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	身寄りのない認知症高齢者の支援(死後事務)について ・空き室は管理組合が対応するが、逝去後も管理費や修繕積立金は発生する。債権回収には管理組合が清算人を選任する必要があるが、申立費用が必要。マンションの売却額から清算し、余剰金は国庫に入る。 ・ACP以外にも、財産管理等について専門職の支援の視点として重要。日頃から家族と話し合うことも必要。・空き家問題だけでなく、空き室問題についても地域に周知する必要がある。	本人死亡のため モニタリングで きず。	・終活相談、エン ディの提案。 ・事ので編えが事ので相談である。 ・事ながるではないではないではできた。 ・ではないではできたがでは、 ・ではないではできたができた。 ・ではないではできたができた。 ・では、 ・終活ができたができた。 ・では、 ・では、 ・終活ができた。 ・では、 ・では、 ・がいる。 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、
施設入所 者の地域 交流	90代の女性、要有と、要有と、要有と、の人の女性、要有と、一、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	・通所介護ではリハビリプログラムを 頑張っており、他者とも交流し、気分 の落ち込みを感じさせない。 ・食事は施設が提供している。 ・長男の逝去後に睡眠導入剤の服用が 増加したが、現在は落ち着いてきた。 ・運動日誌などを利用し運動量を可視 化する。本人の取組みについて関係者 が努力を称え、意欲を向上してもら う。 ・施設に地域のサロンについての情報 がない。 ・買い物の希望があるが、外出が難し いことについて、日用品関係の訪問販 売について情報提供を行った。	・本人が提案を前に をはいかでは、本人が提案を、、。 ・運動とは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	特になし

地域ケア会議(包括ケア会議)について ~訪問回数の多いケアプラン検証実施について~

1 厚生労働省告示第218号公布内容・主旨

- (1) 訪問介護における生活援助中心型サービスについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、<u>通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市町村に届出を義務付ける。</u>
- (2) 生活援助中心型サービスについては、利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、地域ケア会議(多職種協働)の開催等により検証を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の是正を促すものである。

【厚生労働大臣が定める回数および訪問介護】

○ 訪問介護(生活援助中心型サービス)の回数(1月あたり)

要介記	護度	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
基準回	回数	27回	34回	43回	38回	3 1 回

※厚生労働大臣が定める訪問介護とは、生活援助中心型サービスが対象

※平成30年10月以降に作成、変更したケアプランを翌月末までに提出する。

よって、平成30年11月以降に区統括・地域包括支援センターにおいて協議開始、 平成30年12月以降に包括ケア会議において検証開始となる。

2 本市における検証方法

本市では、「訪問介護の訪問回数の多いケアプランの検証」を保健・医療・福祉関係者、法律関係者、地域のまちづくり団体等を構成員とする包括ケア会議(多職種協働)において検証を行う。

3 手続きの流れ

- (1) ケアマネジャーが提出するケアプラン等の必要書類の受付 【介護保険課】
- (2) 該当事例に関する事前協議(一定基準あり) 【区統括・地域包括支援センター】
- (3) 包括ケア会議でケアプランの検証(事前協議の結果、検証が必要な場合)

【区統括・地域包括支援センター】

- ※担当ケアマネジャーは、包括ケア会議への出席を原則とし、出席できない場合は 後日、来所してもらい検証内容を伝える。
- (4) 包括ケア会議の検証の結果、ケアプランの見直しが必要と判断した場合は、翌月末までに「見直し状況報告書」の提出を求める。 【区統括・地域包括支援センター】
- (5) 事後処理

結果報告書の提出先

【介護保険課】

※「多職種による自立支援に向けたケアプランに係る議論の手引き」(介護保険最新情報 Vol.685 厚生労働省)を参考に行う。

事 務 連 絡 令和3年9月22日

都道府県

各 指定都市 介護保険担当主管部(局)御中 中核市

> 厚生 労働 省老健局高齢者支援課 厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について(周知)

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

社会保障審議会介護保険給付費分科会における議論を踏まえ、「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」(令和2年12月23日。以下「審議報告」という。)において、「より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限にはつながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行する。」とされています。

また、審議報告において、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス 提供の確保として、「同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプラ ンについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特 定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出す るなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の 確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居 者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治 体による更なる指導の徹底を図る。居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなど の点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、 10月から施行する。」とされています。

この二つのケアプラン検証・点検については、趣旨・目的は異なりますが、居宅介護支援事業所等の抽出は両者ともに国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用することになります。

今般、これらのケアプラン検証・点検の趣旨・目的や留意事項等について、以下のとおり周知いたしますので、各都道府県、市町村におかれましては、内容について御了知いただくとともに、本事務連絡の内容を踏まえて、適切に御対応いただくようお願いいたします。また、管内サービス事業所等に対して周知をお願いいたします。

各居宅介護支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部介 護 保 険 課 長 東郷 幸代地域支援担当課長 丹田 智美

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証の取扱いについて(通知)

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の3において、「介護支援専門員は、その勤務する当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の総額が区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。」とされたところです。

ついては、該当する居宅サービス計画等の届出について、下記のとおり定めましたので、通知します。

記

- 1 届出の対象となる居宅サービス計画
- (1) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に 規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について(令和3年9月14日付 老発0914第1号 厚生労働省老健局長通知)のとおり
 - ◆ 厚生労働大臣が定める基準

居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係るサービス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合を100分の70以上とし、訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合を100分の60以上とするもの。

(2) 提出が必要な場合

令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、厚生労働大臣が 定める基準に該当する場合であって、かつ、本市からの求めがあった場合 ※本市が提出が必要と判断した場合、別途連絡の上、書類の提出を依頼します。

- 2 提出書類
- (1)「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの届出書(兼理由書)」
- (2) 基本情報 (フェイスシート) (写し)
- (3) 課題分析表 (アセスメントシート) (写し)
- (4) 居宅サービス計画書「第1表」~「第7表」(写し) ※第1表は、利用者へ交付し署名があるものを提出してください。
- (5) 訪問介護計画書(写し)

3 提出先及び提出方法

提出先:北九州市保健福祉局介護保険課事業者支援係

提出方法:持参又は郵送

郵送先:〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

4 地域ケア会議等への出席について

届出のあった居宅サービス計画は、地域ケア会議等で検証を行います。 地域ケア会議等を開催する場合は、各区統括支援センターから事前に連絡しますので、 担当介護支援専門員の出席をお願いします。

5 【参考】ホームページ掲載場所

トップページ > くらしの情報 > 福祉・人権 > 介護 > 介護保険関連様式・届出> 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの届出

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0314.html

<問い合わせ先>

【届出書類に関すること】

保健福祉局介護保険課事業者支援係 吉田·奥畑 TEL582-2771

【地域ケア会議に関すること】

保健福祉局地域福祉推進課地域支援係 渕上·福口 TEL582-2060

令和5年度 第2回 地域包括支援に関する会議

地域包括支援における社会福祉協議会の機能

~地域包括支援センターと地域支援コーディネーターとの連携~

社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会

地域支援コーディネーターの役割

- ■地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の見守り・支え合い を強化し、住民主体の介護予防・生活支援サービスの創出を促進 するため各区に配置。
- ■校(地)区社会福祉協議会を中心とした、多様な主体が協働する第 2層協議体の活動を支援。

★地域支援コーディネーターの配置状況

門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	計
2人	3人	3人	2人	2人	3人	1人	16人

地域支援コーディネーターの主な活動

■担当校(地)区における活動状況・課題の把握、情報共有

校(地)区社協のほか、まちづくり協議会や自治会などの地域資源に関する情報や課題を整理し、地域包括支援センター職員をはじめとした関係者と情報共有を行う。

■第2層協議体の運営支援

第2層協議体の目的・必要性を啓発し、多様な主体に対して参加を促すとともに、地域の課題や住民ニーズ、地域資源を把握する。

■地域の互助の仕組み、生活支援サービス創出の支援

校(地)区社協のふれあいネットワーク活動の支援や「ふくしのまちづくり講座」等を活用した新任福祉協力員等の人材確保の支援、サロン活動の立ち上げ支援などを行う。

校(地)区社協とは~北九州市の社会福祉協議会の構成を 校(地)区社協[155] 社会福祉施設等 地 地域の福祉課題の解決に向け住民 地域の施設やボラ が主体となって取り組む小地域福祉 ンティアグループ、 活動の中心的役割 NPOなど多様な関 係団体による地域 貢献 支援 区役所 区 地域支援 区社協(区事務所)[7] 域 -ディネータ・ いのちをつなぐネットワーク、 校(地)区社協の基盤強化等 [16] 地域包括支援センター等 のバックアップ 市 市社協[1] 域 全市的な範囲で区社協の基盤強化や事業の基盤を整備

ふれあいネットワーク活動の概要

ふれあいネットワーク活動は、市内すべての155校(地)区社会福祉協議会が中心となって、「見守り」、「話し合い」、「助け合い」の3つのしくみを進める住民主体の小地域福祉活動です。

見守りのしくみ

福祉協力員(概ね50~100世帯に1人)が民生委員・児童委員等と連携し、支援が必要と思われる世帯を見守っています。

話し合い のしくみ

見守りや助け合いで把握した困りごとを共有・解決する ために、校(地)区社協が中心となって関係機関・団体と一 緒に話し合いを行います。(連絡調整会議)

助け合いのしくみ

見守りで発見した生活の困りごとに対し、ニーズ対応員等 地域住民が手助けをしています。ニーズ対応チーム(おた すけ隊等)を立ち上げている校(地)区社協もあります。

地域支援コーディネーター活動の特徴

会議参加を通じた「顔見知り」の関係づくり

各種会議に参加し、様々な人との「顔見知り」の関係づくりによって、

- ●サロン活動などの地域の活動や地域の困りごとなどの情報収集
- ●困りごとに対するサービス窓口の紹介など情報発信 を行っています。

★地域支援コーディネーターの会議参加(令和4年度実績)

	校(地)区 社協	民児協	自 治 連合会	サロン	その他	計
回数	962回	540回	31回	348▣	653₪	2, 534回
人数	18, 775 _人	$9,299_{\curlywedge}$	838 _人	7,681 _人	14, 737 _人	51, 330 _人

地域包括支援センターとの連携

■個別課題の解決

- ●「顔見知り」の関係で得た情報(個別課題)のつなぎ
- ●サロンなどのインフォーマルサービスの情報提供

■関係者とのネットワーク構築

●「顔見知り」の関係者(民生委員・福祉協力員等)とのつなぎ

■地域課題発見 ■地域づくり・資源開発

- ●校(地)区における小地域福祉活動計画の策定・推進
- ※ 地域ケア個別会議への地域支援コーディネーターの参加(延べ333人)

小地域福祉活動計画について 小地域福祉活動計画とは、校(地) 校(地)区 社会福祉協議会 区社会福祉協議会が中心となっ て、住民や各種の地域団体・関 策定委員会 係機関などに呼びかけて策定す く 参加 な る、校(地)区の5カ年の活動計画 住民 です。 当事者 市・区社協 地域団体。 関係機関 計画づくりの過程 で仲間が増えた! 5年後のまちの 人が育った! 将来像が見えて 取り組みの きた! 優先順位や重点が はっきりしてきた! みんなで同じ 既計画策定校(地)区は95校(地)区 方向を向いて うちの地域には ※ 令和4度末現在 協働出来そう! そんな課題が あったんだ! 今年度計画策定予定校(地)区は 39校(地)区 ※ 2次計画、3次計画を含む